

公 示 日 : 2024 年 7 月 10 日 (水)

調達管理番号 : 24a00490

国 名 : 中南米地域 (広域)

担 当 部 署 : 中南米部中米・カリブ課

調 達 件 名 : 中南米地域 (広域) 2024、25 年度円借款事業形成支援・実施促進支援

適用される契約約款 :

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 円借款事業形成支援・実施促進支援
- (2) 格 付 : 2 号
- (3) 業務の種類 : その他調査・業務等

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2024 年 9 月下旬から 2026 年 1 月下旬
- (2) 業務人月 : 7.72
- (3) 業務日数 :
 - ・ 第 1 次 準備業務 3 日、現地業務 28 日、整理業務 3 日
 - ・ 第 2 次 準備業務 3 日、現地業務 28 日、整理業務 3 日
 - ・ 第 3 次 準備業務 3 日、現地業務 21 日、整理業務 3 日
 - ・ 第 4 次 準備業務 3 日、現地業務 21 日、整理業務 3 日
 - ・ 第 5 次 準備業務 3 日、現地業務 21 日、整理業務 3 日
 - ・ 第 6 次 準備業務 3 日、現地業務 21 日、整理業務 3 日
 - ・ 第 7 次 準備業務 3 日、現地業務 21 日、整理業務 3 日
 - ・ 全体整理期間 5 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件について

ては、「10. 特記事項」を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の28%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降)：契約金額の12%を限度とする。

(5) 部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2024年度末(2025年3月頃)
- 2) 2025年度(2025年8月頃)

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
 - (2) 見積書提出部数：1部
 - (3) 提出期限：2024年7月24日(水)(12時まで)
 - (4) 提出方法：電子データのみ
- 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年4月)」の「別添資料11 業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メール

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

が届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年8月2日（金）までに個別通知

提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4点

（2）業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40点
- ② 対象国・地域での業務経験 8点
- ③ 語学力 16点
- ④ その他学位、資格等 16点

（計100点）

類似業務経験の分野	円借款事業形成支援・実施促進支援
対象国及び類似地域	中南米
語学の種類	英語またはスペイン語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：支援対象とする実施中案件の受注コンサルタント（法人及び同業務の業務従事者、7. 業務の内容に列記）は本件に応募することができません。本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、形成中の新規円借款案件（7. 業務の内容に列記）の協力準備調査への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：黄熱ワクチン

6. 業務の背景

中南米地域は、所得水準が比較的高い国が多く、ODA 卒業国も増えている地域であるが、依然として多くの国で大きい貧困格差が存在する。さらに、先般の新型コロナウイルスの感染拡大により、慢性的な経済低迷に更なる打撃が与えられた。現在当該地域において、実施中の円借款事業は 23 件（2024 年 5 月末時点）、2023 年度の円借款新規承諾合計額は約 251 億円（2 件）中南米・カリブ諸国からのニーズに鑑み、引き続き当面は 2023 年度と同規模以上の新規承諾が見込まれる。なお、米州開発銀行（IDB）との間で、第 4 次協調融資枠組み（CORE）として 2021 年 3 月に Memorandum of Collaboration の調印がなされ、2024 年 1 月には目標額を 40 億ドルに増額し、期間を 2028 年まで延長する CORE の改定について合意する MOC を結んだ。2024 年 5 月時点の同枠組みを用いた円借款の協調融資案件の承諾額は 2012 年に開始して以降の合計で約 25 億ドルに達している。特に、CORE の枠組み下では、IDB の案件形成のスピードを踏まえた迅速な円借款事業の案件形成が求められている。また、協調融資如何にかかわらず、気候変動や食料安全保障、コロナ禍からの回復等、開発途上国を取り巻く複合的危機を背景に円借款事業の開発効果の早期発現が求められている。しかしながら、円借款事業の開発効果の有効かつ効率的な発現のためには、計画通りの事業遂行が第一であるが、案件形成及び実施において、借入人、実施機関及び監督官庁は案件形成及び実施における円借款独自のプロセスの理解が十分ではない。背景として、中南米・カリブ地域の国は、数年に一度しか円借款の承諾がなされないことがあり、円借款の調達手続き等を熟知する実施機関は皆無に等しく、十分な知識と経験が蓄積されている事務所も少なく、事務所によるきめ細かな案件監理には一定の限界がある。また、中南米部では一つの課で複数の国を担当しているため、それぞれの国における承認プロセス等を把握、フォローする必要があり、地域部の負担が比較的大きい。加えて、2024 年～2025 年に掛けて中南米地域は日・カリブ交流年や外交関係樹立周年をはじめとした記念事業およびハイレベルの往来が予定されており、それに合わせて遅滞なく手続きを進める必要がある。そのため中南米地域において、昨年度に引き続き本事業

業のコンサルタント派遣を通じて、事業形成及び実施の支援をする意義は大きい。

具体的には、事業形成時には、円借款独自のフォーマットで審査資料の作成を行い、実施機関の理解や協力を得ながら、それを最終化する必要がある。特に、積算や経済・財務分析にあたっては、膨大なデータを地域部が実施機関とともに収集・分析する必要があるが、実施機関側の理解や対応が迅速に進まないことも多く、協力準備調査のコンサルタントが限られた期間で対応することは困難である。さらに、CORE の案件では、JICA の協力準備調査を経ることなく案件形成を行うことも珍しくない。そのため、コンサルタント派遣による実施機関に対するきめ細かな支援が求められている。実施監理においては、円借款で雇用されるコンサルタントが実施機関を補佐する役割を担っているが、同コンサルタントが雇用されるまでの間は、主に JICA の在外事務所が案件進捗状況のモニタリング（進捗確認のための定期的な会議等）等により実施機関を支援している。他方、同事務所の促進にもかかわらず、コンサルタントの選定手続き等において実施機関が取るべき手続きがタイムリーに実施されない事態も見受けられる。要因としては実施機関が円借款の調達手続き等に習熟していないことや、相手国内における承認手続きが煩雑であることが挙げられる。よって、本業務により上記実施機関による手続きを丁寧にフォローし、事業の円滑な実施を促進していく必要がある。

2023 年度に同様のコンサルタント派遣を行い、その結果審査の効率的な実施、既往案件では実施機関によるコンサルタント調達の理解の促進等の成果が見られた。しかし、特に実施監理においては短期の滞在では実施機関の十分な理解を得ることが難しく、案件監理に遅れがみられる事業の実施監理は難易度が高いため、短期間の滞在で問題を解決することに限界があった。さらに、今年度及び来年度に新規の案件形成を検討している実施機関は、昨年度の機関とは異なるため、新たに審査資料の作成、円借款の調達ガイドライン等の理解を求める必要がある。また、ボリビアにて実施中の「ラグナ・コロラダ地熱発電所建設事業（第一段階第一期）」（以下、「ラグナ第一期」という）は昨年度貸付実行期限の延長が行われたものの、同事業のコンサルタント契約は期間満了で終了しており新たにコンサルタントを調達する必要がある。しかし、実施機関はコンサルタントの TOR を精査する作業に多くの時間を要しており、延長時の計画から遅れが生じている。具体的には、実施機関はラグナ第一期を進めるにあたり、複数の追加調査を行う意向であるが、円借款資金・自己資金を用いて行う調査内容の整理を行っており、その進捗は芳しくない。さらに、前回コンサルタントの調達を行った際にプロジェクトに従事していたメンバーは誰も残っておらず、一から調達手続きを説明する必要がある。このような状況から、少なくともラグナ第一期の

コンサルタント調達が完了するまで、丁寧に絶え間なく支援を行う必要がある。

そのため、2024年度・2025年度も本コンサルタント派遣を行い実施機関の理解促進を改めて図り、迅速な案件形成及び円滑な事業実施に結び付ける必要がある。

7. 業務の内容

円借款の案件形成及び実施におけるプロセスの理解が十分でない実施機関及び監督官庁に対し、案件形成や実施監理に必要な実施機関内の手続きに関する支援を行い、円滑な事業形成及び実施を促進する。案件形成の際は、円借款独自のフォーマットで審査資料の作成を支援するほか、案件実施中は、実施機関が円借款の調達手続き等に習熟しておらず、相手国内における承認手続きが煩雑であるため、必要に応じて主にコンサルタント調達に係る支援をタイムリーにきめ細かく行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。現時点では、下記の派遣先を検討しているが、各案件の進捗によっては変更し得る。変更する場合は、事前に相談する機会を設ける。

【形成中の新規円借款案件】

- ① エクアドル「チャチンビロ地熱開発事業（フェーズⅠ）」
借入人：エクアドル電力公社
実施機関：エクアドル電力公社
想定される業務：実施機関側の手続き支援又は審査済案件の情報更新支援
- ② ホンジュラス「テグシガルパ上水道改善事業」
借入人：ホンジュラス共和国政府
実施機関：テグシガルパ上水衛生局
想定される業務：実施機関側の手続き支援
- ③ パラグアイ「南西部輸出回廊整備事業」
借入人：パラグアイ共和国
実施機関：公共事業・通信省
想定される業務：新規案件形成支援
- ④ ドミニカ共和国「フードバリューチェーン強化のための農業金融改善事業」
借入人：ドミニカ共和国政府
実施機関：農業省
想定される業務：実施機関側の手続き支援
- ⑤ ドミニカ共和国「ユナ川流域管理計画事業」
借入人：ドミニカ共和国政府

実施機関：水利庁

想定される業務：新規案件形成支援

⑥ ガイアナ「気候変動に強靱な上水設備改善事業」

借入人：ガイアナ協同共和国政府

実施機関：ガイアナ水道公社

想定される業務：新規案件形成支援

⑦ グアテマラ「農村電化事業」

借入人：財政省

実施機関：エネルギー鉱山省

想定される業務：今後取り得る対応のオプションの提示と、それに必要な手続きの支援

⑧ コスタリカ「グアナカステ地熱開発セクターローン（ボリンケンⅡ）」

借入人：コスタリカ電力公社

実施機関：コスタリカ電力公社

想定される業務：新規案件形成支援

⑨ ブラジル「災害復旧スタンドバイ借款」

借入人：統合地域開発省

実施機関：統合地域開発省

想定される業務：実施機関側の手続き支援

【実施中案件】

① ペルー「固形廃棄物処理事業（Ⅱ）」

借入人：ペルー共和国政府

実施機関：環境省

想定される業務：今後取り得る対応のオプションの提示と、それに必要な手続きの支援。

受注コンサルタント：未了

② ボリビア「ラグナ・コロラダ地熱発電所建設事業（第一段階第一期）」「同（第二段階）」

借入人：ボリビア多民族国家

実施機関：ボリビア電力公社

想定される業務：今後取り得る対応のオプションの提示と、それに必要な手続きの支援。

受注コンサルタント：なし²

² 今後コンサルタント調達を行う予定があるが、本調査を受注した法人及び個人（補強所

- ③ ドミニカ共和国「統合的な固形廃棄物管理改善事業」
借入人：ドミニカ共和国政府
実施機関：環境天然資源省
想定される業務：今後取り得る対応のオプションの提示と、それに必要な手続きの支援。
受注コンサルタント：なし（協調融資先の IDB が調達予定）
- ④ ドミニカ共和国「エネルギー効率化事業」
借入人：ドミニカ共和国政府
実施機関：エネルギー鉱山省
想定される業務：今後取り得る対応のオプションの提示と、それに必要な手続きの支援。
受注コンサルタント：なし（協調融資先の IDB が調達予定）
- ⑤ ジャマイカ「エネルギー管理及び効率化事業」
借入人：ジャマイカ政府
実施機関：科学エネルギー通信運輸省
想定される業務：今後取り得る対応のオプションの提示と、それに必要な手続きの支援。
受注コンサルタント：協調融資先の IDB が調達したコンサルタントが複数企業あり（本邦コンサルタントはなし）
- ⑥ ホンジュラス「病院ネットワーク強化事業」
借入人：ホンジュラス共和国政府
実施機関：保健省
想定される業務：今後取り得る対応のオプションの提示と、それに必要な手続きの支援。
受注コンサルタント：なし（協調融資先の IDB が調達予定）
- ⑦ コスタリカ「グアナカステ地熱開発セクターローン（ボリンケン I）」
借入人：コスタリカ電力公社
実施機関：コスタリカ電力公社
想定される業務：今後取り得る対応のオプションの提示と、それに必要な手続きの支援。
受注コンサルタント：西日本技術開発

(1) 第 1 回派遣

(ア) 準備業務（2024 年 9 月）

属元企業含む）は、ラグナ・コロラダ地熱発電所建設事業のコンサルタントへの応募・参加を認めない。

派遣時の対象となる事業の内容、実施機関、案件形成又は実施の進捗状況等の確認・把握を行う。(協力準備調査の報告書、実施機関との協議録 (Minutes of Discussion) 等の内容の精査)

そのうえで、現状分析、課題 (もしあれば) の洗い出し、課題解決に向けた対策を提示し、対応方針について JICA と確認する。
JICA の「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドラインに係るハンドブック」

(http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/procedure/guideline/handbook/japanese_2012.html)、案件形成時の積算や財務・経済分析に関する手続等を確認する。

CORE 関連のディスバースハンドブック、フレームワークアグリーメント等の文書をレビューし、理解する。

(イ) 現地業務 (2024 年 10 月上旬)

ボリビアの「ラグナ第一期」におけるコンサルタント調達に係る実施機関の手続きに係る支援 (プロジェクトの内容・範囲や追加調査をどこまで円借款を用いて実施するかの議論含む)。

ブラジルの「災害復旧スタンバイ借款」の形成に向けた政策アクションの協議や、ディスバース手続きに係る借入人への説明。

ドミニカ共和国の「フードバリューチェーン強化のための農業金融改善事業」における監査人選定手続き支援。

ホンジュラスの「病院ネットワーク強化事業」の具体的なディスバース手続きに係る借入人、実施機関、及び IDB との協議、整理。

対象案件が CORE 案件の場合は、必要に応じて先方政府へ CORE に必要な手続きに係る補足説明を行う。

(ウ) 整理業務 (11 月下旬)

現地業務結果報告書 (和文) 準備。

(2) 第 2 回派遣

(ア) 準備業務 (2024 年 12 月上旬)

ドミニカ共和国ツーステップローン案件の事業内容、資金の流れ、実施機関である農業銀行の実施体制等を理解し、オペレーショナルガイドライン策定にあたっての骨子の作成、留意事項の整理。

(イ) 現地業務 (2025 年 1 月中旬)

ボリビアの「ラグナ第一期」のコンサルタント調達に係る実施機関の手続きに係る支援 (TOR 策定支援、RFP の説明等)。

ドミニカ共和国の「フードバリューチェーン強化のための農業金融改善

事業」のオペレーショナルガイドラインの作成支援

(ウ)整理業務（2025年2月中旬）

現地業務結果報告書（和文）準備。

(3) 第3回派遣

(ア)準備業務（2025年2月下旬）

ジャマイカの「エネルギー管理及び効率化事業」における案件概要の整理、課題の理解。

(イ)現地業務（2025年3月上旬）

ボリビアの「ラグナ第一期」における実施機関によるコンサルタント調達手続きの進捗確認、技術評価の説明、JICAへの同意申請に係る説明、事業スケジュールに基づいた事業監理支援。

ジャマイカ「エネルギー効率化事業」の現況確認とボトルネック解消にむけたアドバイスの実施。

(ウ)整理業務（2025年3月下旬）

現地業務結果報告書（和文）準備。

(4) 第4回派遣

(ア)準備業務（2025年4月上旬）

ボリビアの「ラグナ第一期」における案件概要の整理、課題の理解。

(イ)現地業務（2025年4月中旬）

ボリビアの「ラグナ第一期」における実施機関によるコンサルタント調達手続きの進捗確認及びコンサルタント評価におけるJICAへの同意申請に係る支援（プロジェクトの内容・範囲や追加調査をどこまで円借款に組み込むかの議論含む）。事業スケジュールに基づいた事業監理支援。

(ウ)整理業務（2025年5月下旬）

現地業務結果報告書（和文）準備。

(5) 第5回派遣

(ア)準備業務（2025年6月上旬）

ボリビアの「ラグナ第一期」における案件概要の整理、課題の理解。

(イ)現地業務（2025年6月中旬）

ボリビアの「ラグナ第一期」におけるコンサルタント評価/契約準備支援。

(ウ)整理業務（2025年7月下旬）

現地業務結果報告書（和文）準備。

(6) 第6回派遣

(ア) 準備業務 (2025年8月上旬)

ボリビアの「ラグナ第一期」における案件概要の整理、課題の理解。

(イ) 現地業務 (2025年8月中旬)

ボリビアの「ラグナ第一期」におけるコンサルタント契約における JICA への同意申請作成支援。

(ウ) 整理業務 (2025年9月下旬)

現地業務結果報告書 (和文) 準備。

(7) 第7回派遣

(ア) 準備業務 (2025年10月上旬)

コスタリカの「グアナカステ地熱開発セクターローン (ボリンケン I、II)、グアテマラ「農村電化事業」、ガイアナ「気候変動に強靱な上水設備改善事業」における案件概要の整理、課題の理解。

(イ) 現地業務 (2025年10月中旬)

コスタリカの「グアナカステ地熱開発セクターローン (ボリンケン I)」、グアテマラ「農村電化事業」における案件促進支援、コスタリカの「グアナカステ地熱開発セクターローン (ボリンケン II)」、ガイアナ「気候変動に強靱な上水設備改善事業」における新規案件形成支援」

(ウ) 整理業務 (2025年11月下旬)

現地業務結果報告書 (和文) 準備。

(8) 全体整理業務 (2026年1月下旬)

業務完了報告書 (和文) を作成する。現地業務を通じ、中南米・カリブ地域での案件監理促進に係る助言をまとめる。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) ワークプラン (全体及び各現地業務期間時)

- ① 全体ワークプラン：和文 (電子データ)
- ② 各派遣時ワークプラン：スペイン語文 (電子データ)

(2) 現地業務結果報告書：和文 (電子データ)

- (3) 専門家業務完了報告書：和文・スペイン語文各2部（簡易製本）、伏せて電子データも2026年1月26日(月)までに中南米部に提出し、報告する。
また、現地派遣期間中の業務従事月報を作成し、JICA中南米部に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年7月追記版）」の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃（本邦～中南米の往復）及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。
なお、中南米間の移動にかかる航空賃は計上不要です。

(2) その他留意事項

- 1) ジャマイカ（キングストン）における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、ジャマイカ（キングストン）は一律36,000円/泊として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。
- 2) ガイアナ国内における宿泊については、JICAの安全対策措置の関係から、現地での宿泊施設が限定され、当該施設の宿泊料が著しく高く、所定の宿泊料では滞在が困難である場合には当該宿泊料を超えて実費相当額を請求できるものとします。見積積算上の宿泊料は、指定上限額を用いてください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。なお、宿泊料に朝夕の食事が含まれていない場合は、2,900円/食を計上できます。
- 3) ブラジル渡航においては、特別宿泊料単価対象地域での滞在は想定していません。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月、準備・整理業務日数、現地業務日数、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：あり

エ) 通訳備上：必要に応じアレンジします。

オ) 現地日程のアレンジ：必要に応じてアレンジ

カ) 執務スペースの提供：あり（派遣予定先での各 JICA 事務所内。ただし、他の調査団等の来訪状況等により提供が困難な場合があります。）

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 中南米部中米・カリブ課から配付しますので、<5rtcc@jica.go.jp>にご連絡ください。

- ・円借款 基本約定 (G. T. C.) 解説書
- ・円借款 L/A 解説書
- ・円借款事業の調達監理業務について

② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

イ) 配付依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に

速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、渡航先の JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますの

で、そちらへの入力をお願いします。

以上